

# 藤岡市に住所を移された方へ 【転入】

本日は大変お疲れ様でした。

どの手続きの際にも「**本人確認書類**」を必ず持参するようお願いいたします。  
また、ご不明な点などございましたらお気軽に担当課までお問い合わせください。

藤岡市役所 本庁 0274-22-1211 (代)〒375-8601 藤岡市中栗須327番地  
鬼石総合支所 0274-52-3111 (代)〒370-1492 藤岡市鬼石170番地1

- ◎藤岡市役所の開庁時間は『平日午前8時30分から午後5時15分まで』となっています。
- ◎毎週水曜日に、本庁舎1階フロア「市民課・保険年金課・納税相談課・税務課」は『午後8時まで』、鬼石総合支所「鬼石振興課 鬼石住民係」は『午後7時まで』夜間窓口を実施しています。
- ※手続きによっては夜間窓口で受付できないものもありますので、事前に担当課へご確認ください。
- ※通知カードは、番号法施行令の一部改正により氏名、住所等の記載事項に変更がない場合又は正しく変更手続きがとられている場合に限り利用可能となります。(令和2年5月25日以降変更手続きは行えません。)

対象者	担当課	『手続き名』・手続きに必要なもの
住基カードまたはマイナンバーカード <small>をお持ちの方</small>	本庁舎1階 (③・④番窓口)  市民課  市民窓口係 直通40-2256	☆『住基カードまたはマイナンバーカードの継続利用申請』 ※転入届提出後90日以内に手続きをお願いします。 ◎住基カードまたはマイナンバーカード ◎住基カードまたはマイナンバーカードの暗証番号 ※専用端末の稼働時間が限られていますので、午前9時から午後4時30分の間に必ずお越しください。
署名用電子証明書 <small>が必要な方</small>		☆『署名用電子証明書発行申請』 <u>署名用電子証明書は転出予定日で自動的に失効となるため、再度電子証明書を発行する場合は改めて手続きが必要です。</u> ◎マイナンバーカード ◎マイナンバーカードの暗証番号 ◎電子証明書の暗証番号 ※専用端末の稼働時間が限られていますので、午前9時から午後4時30分の間に必ずお越しください。
外国人 <small>の方</small>		☆『在留カード・特別永住者証明書の住所変更』 ◎在留カード・特別永住者証明書
印鑑証明書 <small>が必要な方</small>		☆『印鑑登録申請』 ◎本人確認書類 ◎登録する印鑑 ※代理人での申請もできますが、詳しくは担当：市民窓口係へお尋ねください。
国民健康保険 <small>に加入されている方</small>	本庁舎1階 (⑤・⑥番窓口)  保険年金課  国保係 直通40-2822  医療年金係 直通40-2259	☆『国民健康保険証の交付』 ◎マイナンバーカード (または通知カード※)と顔写真付身分証明書)
70歳～74歳 <small>の国民健康保険加入の方</small>		☆『高齢受給者証申請』 ◎国民健康保険証
75歳以上 (一定以上障害のある65歳以上) <small>の方</small>		☆『後期高齢者医療資格取得(変更)届』 ◎前住所地の市町村が発行した負担区分等証明書 ◎マイナンバーカード (または通知カード※)と顔写真付身分証明書)
国民・厚生年金 <small>を受給されている方</small>		☆『年金受給権者住所変更・居所登録届』 ◎基礎年金番号のわかるもの ◎マイナンバーカード (または通知カード※)と顔写真付身分証明書)
中学生までの子ども (福祉医療) <small>のいる方</small>		☆『福祉医療の申請』 ◎健康保険証 (子どもの保険証) ◎福祉医療費交付状況証明書 (県内から住所を移したとき) ◎所得課税証明書 (県外から住所を移したとき)
18歳までの子どもがいる 母子家庭・父子家庭 重度心身障害者 高齢重度心身障害者 <small>の方</small>	『福祉医療の申請』 担当：医療年金係へご相談ください。	

☆の付いた手続きは鬼石総合支所鬼石振興課 鬼石住民係でも行えます。

裏面に続きます

対象者	担当課	『手続き名』・手続きに必要なもの
<b>妊娠中</b> (妊娠届出済) の方	<b>保健センター1階</b> 子ども課	『妊婦健康診査受診票等の差し替え・妊婦健康相談』 ◎妊婦健康診査受診票・産婦健診受診票・新生児聴覚検査受診票 ◎母子健康手帳
<b>予防接種が済んでいない子ども</b> のいる方	母子保健係 直通40-2268	『定期予防接種の確認』 ◎母子健康手帳 ◎子どものマイナンバー
<b>保育所・幼稚園・認定こども園</b> に入園を希望される方	児童福祉係 直通40-2385	『教育・保育給付支給認定申請、入園申込』 担当：児童福祉係へご相談ください。
<b>児童扶養手当 特別児童扶養手当</b> を前住所で受給していた方	子ども家庭支援係 直通40-2286	『転入届』 担当：子ども家庭支援係へご相談ください。
<b>中学生までの子ども</b> (児童手当受給者) の方		☆『児童手当の申請』 ◎請求者の健康保険証 ◎請求者、配偶者のマイナンバー ◎請求者名義の預金通帳 ◎本人確認書類 *子どものマイナンバー(子どもと別居の場合) 転出予定日の翌日から15日以内に申請すれば翌月分より支給されます
<b>公立小中学校</b> の子の保護者	<b>教育庁舎2階</b> 学校教育課 学校指導係 直通50-8212	『就学通知書の受領等』(別紙参照) 担当：学校指導係へご相談ください。
<b>障害福祉サービス</b> を前住所地で受けていた方		『サービスを受ける申請』 ◎マイナンバーカード ◎前住所地の所得課税証明書または非課税証明書
<b>障害者手帳 (身体・知的・精神) 特別障害者手当 障害児福祉手当</b> を前住所地で受けていた方	<b>福祉会館1階</b> 福祉課 障害福祉係 直通40-2384	☆『住所変更』または『手当受給申請』 ◎障害者手帳 ◎マイナンバーカード
<b>自立支援医療 (精神通院医療)</b> を前住所地で受けていた方		☆『住所変更』『保険証の変更(国保加入者)』 ◎自立支援医療受給者証(前住所地で使用していたもの) ◎保険証 ◎マイナンバーカード ◎前住所地の所得課税証明書または非課税証明書
<b>介護保険の 要介護 ・要支援認定</b> を前住所地で受けていた方	<b>福祉会館2階</b> 介護保険課 介護認定係 直通40-2294	☆『要介護認定の申請(転入継続)』 ◎前住所地の市町村が発行した介護保険受給資格証明書またはマイナンバーカード(または通知カード※)と顔写真付身分証明書 ※住所地特例で転入された方は、手続きはありません。
<b>犬</b> を飼っている方	本庁舎1階 環境課 生活保全係 直通40-2264	☆『犬及び所有者の所在地変更届』 犬の鑑札、愛犬手帳、犬の登録情報がわかるもの等
<b>市営住宅</b> にお住まいになる方	<b>中庁舎1階</b> 建築課 住宅係 直通40-2326	『各種届・申請等』 担当：住宅係へご相談ください。
<b>上・下水道の 使用を開始</b> される方	<b>東庁舎1階</b> 経営課 料金担当 直通22-1951	『使用開始申し込み』 電話での受付も可能です。 土・日・祝日も開庁時間内は受付をしております。

税・各種公共料金は、便利な口座振替をご利用ください。受付は、市内の各金融機関で！